

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）

永 田 憲 史

目 次

- 1 いじめ防止対策推進法の重大事態とガイドライン
- 2 「はじめに」
- 3 「第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢」（以上70巻6号）
- 4 「第2 重大事態を把握する端緒」（以上71巻2号）
- 5 「第3 重大事態の発生報告」（以上71巻2号）
- 6 「第4 調査組織の設置」（71巻3号）
- 7 「第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等」
 - 第1項～第6項④（71巻4号）
 - 第6項⑤～第13項（71巻5号）
- 8 「第6 調査の実施」
 - 第1項～第8項（71巻6号）
 - 第9項～第12項（72巻1号）
- 9 「第7 調査結果の説明・公表」
 - 第1項～第4項（本号）
 - 第5項～第10項
- 10 「第8 個人情報の保護」
- 11 「第9 調査結果を踏まえた対応」
- 12 「第10 地方公共団体の長等による再調査」

9 「第7 調査結果の説明・公表」

第7の各項は、調査結果の説明及び公表について説く。説明の対象が被害児童生徒等及び加害児童生徒等であるのに対し、公表の対象は不特定又は多数を対象としているため、説明と公表では、個人情報をどの程度伝達できるか、伝達すべきであるのか異なることとなる。いずれも、個人情報保護等との関係で重要な規定が多く、説明及び公表の実施に当たって、注意が必要である。

〔第1項〕

(調査結果の報告)

- 重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること（法第29条から第32条まで）。その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。また、私立学校の場合についても、総合教育会議において議題として取り扱うことを検討すること。

本項は、第3第4項の内容と関連している。

◇調査結果の報告及び説明

本項第1文は、重大事態の調査結果を示された学校の設置者等が調査結果及びその後の対応方針について、法29条～32条に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告及び説明することを求めている。

本項第1文は、学校の設置者等に対して法29条～32条に基づいて調査結果及びその後の対応方針の報告及び説明をするよう求めているが、法は重大事態の発生報告について規定するのみであって（法29条2項、30条1項、31条1項、32条1項、5項。第3第1項の解説参照）、調査結果が取りまとめられた後の報告及び説明については規定していない。

もっとも、法は法28条1項の調査結果についての調査（再調査）（法29条2項、30条2項、30条の2、31条2項、32条2項、5項）を規定している。再調査の主体が再調査を実施するためには、調査結果が取りまとめられたことについて報告を受ける必要があるから、法は、再調査の主体が調査結果の報告を予定していると考えられる。

◇調査結果の報告及び説明の対象

調査結果及びその後の対応方針の報告及び説明を行う対象は、基本方針第2

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）

4 (1) ii) ②第1段落¹⁾が規定しており、重大事態の発生報告の対象（第3第1項の解説参照）及び調査結果についての調査（再調査）（法29条2項、30条2項、30条の2、31条2項、32条2項、5項）の対象と同一である。

すなわち、公立学校は当該地方公共団体の長（法30条1項参照）、国立大学附属学校は文部科学大臣（法29条1項参照）、公立大学附属学校は当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（法30条の2参照）、学校法人²⁾が設置する学校は当該学校を所轄する都道府県知事（法31条1項参照）、学校設置会社³⁾及び学校設置非営利法人⁴⁾が設置する学校は認定（構造改革特別区域法12条1項）を受けた地方公共団体の長（法32条1項、5項参照）である。

このように、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して説明及び報告をすることが求められているのは、前述の通り、再調査の主体である地方公共団体の長等が再調査を実施するか判断するために必要であるからである。

◇公立学校の場合の対応——教育委員会会議の議題として取り扱うこと

本項第2文は、公立学校における重大事態の場合、重大事態の調査結果を示された学校の設置者等が地方公共団体の長に対して報告及び説明したときには、教育委員会会議において議題として取り扱うとともに、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討することを求める。

公立学校において発生した重大事態の調査結果が取りまとめられた場合、調

-
- 1) 「調査結果については、国立学校に係る調査結果は文部科学大臣に、公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に、私立学校に係る調査結果は、当該学校を所轄する都道府県知事に、学校設置会社が設置する学校に係る調査結果は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に、それぞれ報告する。」
 - 2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）3条に規定する学校法人を言う（法31条1項）。
 - 3) 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）12条2項に規定する学校設置会社を言う（法32条1項）。
 - 4) 構造改革特別区域法13条2項に規定する学校設置非営利法人を言う（法32条5項）。

査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に対して報告及び説明をするだけでなく、教育委員会会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律⁵⁾14条⁶⁾）において議題として取り扱わなければならない。これは、重大事態の調査結果において分析された学校の設置者等の問題を解消することを目指して、提示された再発防止策を実行するために、教育委員会会議において議論し、種々の方策を決定していく必要があるからである。

◇公立学校の場合の対応——総合教育会議の議題として取り扱うこと

本項第2文は、公立学校において発生した重大事態の調査結果が取りまとめられた場合、調査結果及びその後の対応方針について、総合教育会議（同法1

- 5) 昭和31年法律第162号。
- 6) 「教育委員会の会議は、教育長が招集する。
 - 2 教育長は、委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。
 - 3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第6項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。
 - 4 教育委員会の会議の議事は、第7項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。
 - 5 教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合の前項の規定の適用については、前条第2項の規定により教育長の職務を行う者は、教育長とみなす。
 - 6 教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。
 - 7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
 - 8 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。
 - 9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。教育委員会の会議は、教育長が招集する。」

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）

条の4⁷⁾）において議題として取り扱うことも検討することを求めている。

地方公共団体が処理する教育に関する事務のほとんどを管理及び執行するのは、地方公共団体の長ではなく、教育委員会であり（地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条⁸⁾）、地方公共団体の長が管理及び執行するのは、教育

-
- 7) 「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。」
- 8) 「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下『学校その他の教育機関』という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
 - 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下『教育財産』という。）の管理に関すること。 ↗

財産の取得又は処分、契約の締結及び予算の執行等に留められている（同法22条⁹⁾。23条¹⁰⁾参照）。職務権限のこうした分担は、教育行政の独立性を図るた

-
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
 - 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
 - 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
 - 六 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
 - 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
 - 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
 - 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
 - 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
 - 十一 学校給食に関する事。
 - 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
 - 十三 スポーツに関する事。
 - 十四 文化財の保護に関する事。
 - 十五 ユネスコ活動に関する事。
 - 十六 教育に関する法人に関する事。
 - 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
 - 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
 - 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。」
- 9) 「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。
- 一 大学に関する事。
 - 二 幼保連携型認定こども園に関する事。
 - 三 私立学校に関する事。
 - 四 教育財産を取得し、及び処分する事。
 - 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶ事。
 - 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行する事。」
- 10) 「前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。
- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（８）
めに規定されてきたが、一方で、地方公共団体の長と教育委員会が協議又は調整を行う場合は法律上予定されていなかった。そのため、いじめについての学校又は教育委員会の不適切な対応が発覚しても、地方公共団体の長は、教育委員会に対して、公式の場で適切な対応を求めて働きかけることはできなかった。

総合教育会議は、平成23年（2011年）から平成24年（2012年）にかけて、いじめ事件や体罰問題等に対する教育委員会の不適切な対応が次々と発覚したことが契機となって¹¹⁾、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律¹²⁾により地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されて新設されたものである。この改正により、地方公共団体の長の教育行政への関与が強められることとなった¹³⁾。

総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会によって構成されるものであって（同法1条の4第2項）、地方公共団体の長が大綱の策定に関する協議及び①教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策（同法1条の4第1項1号）、②児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置（同法1条の4第1項2号）についての協議並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行うために設置されなければならないものである（同法1条の4第1項柱書）。このうち、②児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害

ㄨ 条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」

11) 小川66頁。

12) 平成26年法律第76号。この改正によるその他の内容の概略については、小川67頁参照。

13) 小川68頁。

が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議等はいじめによる自殺等が発生した場面を想定したものである¹⁴⁾。

重大事態の調査結果において分析された学校の設置者等の問題を解消することを目指して、提示された再発防止策を実行するために、予算の裏付けや首長部局の協力が必要となることが少なくない。そのために、重大事態の調査結果及び今後の対応方針を総合教育会議の議題とし、地方公共団体の長と教育委員会が協議を行うべきである。本項第1文は、議題として取り扱うよう求めているにすぎないが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が定める職務権限の分担からして、教育委員会のみでは十分な措置を講じることができないのが通例であると考えられるから、調査結果において再発防止策を講じる必要がないとされるような特段の事情がない限り、総合教育会議において議題とし、協議を行わなければならないと考えるべきである。

◇私立学校の場合の対応

本項第3文は、私立学校における重大事態の場合、重大事態の調査結果を示された学校の設置者等が地方公共団体の長等に対して報告及び説明したときには、総合教育会議において議題として取り扱うことを検討することを求める。

第3第4項は、重大事態の対処について、「私立学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、都道府県私立学校所管課は、適切な支援を行うこと。その際、都道府県私立学校所管課は、都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。」とする。

教育委員会は、私立学校と直接の関係を有さない。もっとも、私立学校を所管する都道府県が重大事態の発生報告を受けて支援を行う場合、都道府県の私立学校を所管する課が当該都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、都道府県教育委員会と連携しながら対応するものとされていることから、その限度で、都道府県教育委員会は、都道府県の私立学校を所管する課を通じ

14) 木田98頁は、いじめ問題により児童生徒等の自殺が発生した場合を想定しているとする。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（８）
で私立学校と関係を有し、私立学校において発生した重大事態に一定程度関与
することとなる。

そのため、私立学校において発生した重大事態の調査結果のとりまとめを受け、私立学校を所管する都道府県の知事部局と助言又は支援を行う都道府県教育委員会がさらに連携して対応するために、総合教育会議において当該重大事態の調査結果及びその後の対応方針への対処を議題とし、協議を行う必要が生じることもある。このように、本項第３文が想定する総合教育会議は、市長村長ではなく、都道府県知事が開催するものである。

私立学校において発生した重大事態の場合、公立学校において重大事態が発生した場合とは異なって、総合教育会議の議題とすることは原則とまでは言えない。しかし、上記の助言又は支援を行ったときには、議題とすることで調査結果及びその後の対応方針への対処を検討することが望ましい。

〔第２項〕

（地方公共団体の長等に対する所見の提出）

- 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

本項は、第10第1項の内容と関連している。

◇被害児童生徒等作成の所見書の添付

本項第１文は、学校が学校の設置者等を通じて調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に、被害児童生徒等が調査結果に係る所見をまとめた文書を当該報告に添えることができることを示す。

基本方針第２ ４(1)ii)②第２段落¹⁵⁾もほぼ同内容を定めている。

15) 「上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。」

本項第2文は、学校が学校の設置者を通じて調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に被害児童生徒等が調査結果に係る所見をまとめた文書を当該報告に添えることができることを予め被害児童生徒等に対して伝えることを求める。

このように、調査結果の報告（第7第1項の解説参照）の際に調査結果に係る被害児童生徒等作成の所見をまとめた文書（所見書）の添付を認めているのは、報告を受けた地方公共団体の長等が所見書を踏まえて、調査結果の調査（再調査）（法29条2項、30条2項、30条の2、31条2項、32条2項、5項）を実施するか否かの判断を適切に行うことができるようにするためである。

本項は、被害児童生徒等に対して、調査結果に対して意見を表明する機会及び再調査を要望する機会を保障する重要な規定である。

◇再調査の実施を検討する場合

再調査の実施を検討する必要がある例として、第10第1項は、①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合、②事前に被害児童生徒等と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合、③学校の設置者等の対応について十分な調査が尽くされていない場合、④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合を挙げている（第10第1項の解説参照）。

被害児童生徒等によって所見書が提出される場合、所見書において、第10第1項が挙げる例をはじめとする調査手続及び調査結果の問題点が指摘され、再調査が求められることが多い。地方公共団体の長等は、所見書を踏まえて再調査の要否について検討し、その必要がある場合には、再調査を実施しなければならない。

◇被害児童生徒等との面談の必要性

地方公共団体の長等は、重大事態の発生の報告（法29条2項、30条1項、31条1項、32条1項、5項。第3第1項の解説参照）及び調査結果の報告（第7第1項の解説参照）において、学校の設置者等から情報を得ることが予定され

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）
ており、その情報は学校の設置者等に有利なものに偏りがちである。また、それだけにとどまらず、学校の設置者等により、いじめ被害が矮小化されたり、被害児童生徒等について悪いイメージを持つよう印象操作がなされたりしやすい。こうした状況の下では、地方公共団体の長等が被害児童生徒等と面談して情報を直接得ることで、調査の問題点を認識したり、当該いじめ被害や被害児童生徒等に対する印象を修正したりする機会を持つ意義は大きい。

そこで、地方公共団体の長等は、再調査の実施の判断に当たって、所見書の内容を確認するだけでなく、被害児童生徒等が希望する場合には、被害児童生徒等と面談して、その主張や要望を直接聴き取るべきである。

〔第3項〕

（被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明）

- 法第28条第2項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明の際は、このことを認識して行うこと。

本項は、第1第1項、第2項、第5第2項、第6項⑥、第6第8項、第7第4項、第5項の内容と関連している。

◇被害児童生徒等に対する情報提供及び調査結果の説明

本項第1文は、法28条2項が「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定していることを紹介した上で、学校の設置者等が被害児童生徒等に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を

適切に行うことが学校の設置者等の法律上の義務であることを示す。

本項第2文は、学校の設置者等による被害児童生徒等に対する情報提供及び説明の際は、それらを適切に行うことが学校の設置者等の法律上の義務であることを認識して行うことを求めている。

第1第1項は、「学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下『被害児童生徒・保護者』という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。」とする。

第1第2項は、「学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。」と定める。

第5第2項は、「事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者・学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校の設置者・学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。」と規定する。

第5第6項⑥は、「被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと」とする。

第6第8項は、「学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。」とする。

第7第4項は、「学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。その際、『各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分』を除いた部分を適切に整理して行うこと。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことがあってはならない。また、

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）
法28条第2項に基づく被害児童生徒・保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行うこと。」と定める。

第7第5項は、「事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明すること。」とする（第5第6項⑥参照）。

基本方針第2 4(1)ii)①第1段落¹⁶⁾は、学校の設置者等が、いじめ行為について、いつ、誰から、どのような態様で行われたのか、学校がどのように対応したかを被害児童生徒等に対して、説明することを求めている。

自殺事案について、基本方針第2 4(1)i)⑤イ)（自殺の背景調査における留意事項）第2段落第1項¹⁷⁾も、できる限りの説明を求めている。

平成25年（2013年）6月19日の衆議院文部科学委員会におけるいじめ防止対策推進法案に対する附帯決議四¹⁸⁾も、被害児童生徒等に対する適切な情報提供を求めている。

本項は、法28条2項が定める情報提供義務（第1第1項の解説参照）について注意的に規定し、かかる義務が法律上の義務であることを明らかにするものである。

◇情報提供についての必要な指導及び支援

法28条3項は、法28条1項により「学校が調査を行う場合においては、当該

16) 「学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。」

17) 「○ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。」

18) 「いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。」

学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。」としている。

基本方針第2 4(1)ii)①第5段落¹⁹⁾も、この点を注意的に規定している。

また、基本方針第2 4(1)i)⑤イ) (自殺の背景調査における留意事項)第2段落第8項²⁰⁾は、自殺事案について、同様に規定している。

[第4項]²¹⁾

○ 学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。その際、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うこと。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことがあってはならない。また、法28条第2項に基づく被害児童生徒・保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行うこと。

本項は、第5第6項⑥、第8第1項、第2項の内容と関連している。

◇個人情報保護の要請

本項第1文は、学校の設置者等が各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒等に情報提供及び説明を適切に行うことを求める。

本項第2文は、学校の設置者等が被害児童生徒等に対して情報提供及び説明を行う際には、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とす

19) 「また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。」

20) 「○ 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。」

21) 詳しくは、永田③72-89頁。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）
る部分」を除いた部分を適切に整理して行うことを求める。

本項第3文は、学校の設置者等がいたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことがあってはならないとする。

本項第4文は、法28条2項に基づく被害児童生徒等に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行うことを求める。

第5第6項⑥は、「被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと」とする。

基本方針第2 4(1)ii)①第2段落は、「情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。」と規定する。

被害児童生徒等に対する学校の設置者等による情報提供義務の履行に当たって、その障壁足りうる最大のもは、加害児童生徒等や関係教職員等の個人情報保護の要請であろう。

本項第1文は、情報提供義務の履行について、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行う」ことを求め、本項第3文が「学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことがあってはならない」と注意を喚起する。

学校の設置主体によって、個人情報に関して適用される法令はそれぞれ異なっている（後掲・表1）。また、公立学校及び公立大学附属学校に適用される地方公共団体の個人情報保護に関する条例（地方公共団体によって名称は様々であるが、以下、「個人情報保護条例」と記載する）については、地方公共団体ごとにそれらの条例の細部に差異がある。そのことに鑑みてか、本項は、それらの条例に従ってどこまで被害児童生徒等に情報を提供できるのか、しなければならぬのかを例示していない。そのため、一見すると、個人情報保護の観点から、基本方針もガイドラインも被害児童生徒等に対して加害児童生徒等の個人情報を一切伝えないことを認めるかのような誤解を招きかねない。

しかし、実際には、以下で詳述するように、具体的に提供が問題となる個人情報については、学校の設置者等が被害児童生徒等に提供することができ、一定の留保はあるものの、多くの場合、被害児童生徒等に提供しなければならない。

◇本項の趣旨

本項及び第5第6項⑥、そして、基本方針第2 4(1)ii)①第2段落は、個人情報保護の観点から、学校の設置者等又は調査組織が被害児童生徒等に対して、加害児童生徒等をはじめとする関係者の個人情報や個人情報を含む情報の提供を禁止したり、それらの情報を提供しないことを認めようとしたりするものではない。むしろ、これらの規定は、学校の設置者等又は調査組織が各地方公共団体の個人情報保護条例を確認し、条例上禁止されている特殊な場合を除けば、関係者の個人情報や個人情報を含む情報を被害児童生徒等へ提供するように求めるものであることに注意する必要がある。

本項第3文及び基本方針第2 4(1)ii)①第3段落²²⁾が、学校の設置者等が「いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない」とし、本項第4文が「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うよう求め、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなどして可能な限りの対応を行うよう求めているのは、以上のような観点から注意を喚起したものと理解しなければならない²³⁾。これらの規定は、各地方公共団体

22) 「ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。」

23) 坂田③45頁は、「被害者側が、いじめ防止対策推進法28条2項を根拠として、個人情報保護条例等が認める範囲を超えた開示を求め、軋轢を生む例が散見されている」とする。しかし、以下で詳述する個人情報保護法と同様に、個人情報保護条例においても、被害児童生徒等に対する広範な情報提供が認められたはずである。地方公共団体や教育委員会が個人情報保護条例が認める範囲を超えた開示を被害児童生徒等から求められていると主張するものの多くは、地方公共団体や教育委員会が個人情報保護条例の理解を誤り、被害児童生徒等に対して、個人情報保護条例が認める範囲の情報提供すら行っていない事例であろう。多くの場合、軋轢を生じさ

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）の個人情報保護条例が誤解されることによって、法28条2項が定める情報提供義務が「個人情報保護の壁」によって履行されなくなる事態を回避するために注意的に規定されたものである。

学校の設置者等又は調査組織が各地方公共団体の個人情報保護条例の理解を誤ったり、曲解したりして、法的には情報提供及び説明を行わなければならないにもかかわらず、「個人情報保護」を理由に情報提供及び説明を行わない場合、法が定める情報提供義務に違反するものとして損害賠償責任を負うこととなる。

個人情報保護条例の適切な解釈によっても、被害児童生徒等に対して提供できない情報については、適切な代替手段を講じることができないか可能な限り検討しなければならない、そうした代替手段を講じることがどうしてもできない場合には、被害児童生徒等に対して丁寧なフォローをすることが必要である²⁴⁾。

◇個人情報の保護に関する法律の改正

個人情報の保護に関する法律（以下、本項において、「個人情報保護法」と記述する）²⁵⁾は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律²⁶⁾50条による改正（いわゆる第1弾改正）により、従来、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律²⁷⁾が規律してきた行政機関が保有する個人情報を、また、従来、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、本項において、「独立行政法人等個人情報保護法」と記述する）²⁸⁾が規律してきた独立行政法人等が保有する個人情報をもその対象に含めることとなった²⁹⁾。

↳せている責任は、地方公共団体や教育委員会にある。

24) 小西205頁。

25) 平成15年法律第57号。

26) 令和3年法律第37号。概略については、宇賀③36-37頁、岡村②19-21、37-38頁。

27) 平成15年法律第58号。

28) 平成15年法律第59号。

29) 概略については、宇賀③37-41頁。第1弾改正は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日」に施行されるものとされている（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則1条4号）。公布日は、令和3年（2021年）5月19日であった。

さらに、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律51条による改正（いわゆる第2弾改正）により、従来、各地方公共団体の個人情報保護条例が規律してきた地方公共団体が保有する個人情報についても、その対象に含まれることになっている³⁰⁾。

本項は、主に公立学校を想定して、各地方公共団体の個人情報保護条例に従った情報提供を求めているが、第2弾改正がなされると、公立学校についても、私立学校等と同様に、個人情報保護法に従って、情報提供を行わなければならない（個人情報保護法の改正により学校の設置主体の種別ごとの個人情報に関して適用される法令がどのように変遷するかについては、表1）。被害児童生徒等に対する情報提供に関する個人情報保護条例の規定は、第2弾改正後の個人情報保護法とほぼ同様であることが多い。以下では、第2弾改正を見越して、第2弾改正後の個人情報保護法の条文に沿って記述することとする³¹⁾。

表1 個人情報に関して適用される法令の変遷

設置主体による種別	個人情報保護法 第1弾改正前	個人情報保護法 第1弾改正後	個人情報保護法 第2弾改正後
公立学校	地方公共団体の 個人情報保護条例	地方公共団体の 個人情報保護条例	個人情報保護法
国立大学附属学校	独立行政法人等 個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護法
公立大学附属学校	地方公共団体の 個人情報保護条例	地方公共団体の 個人情報保護条例	個人情報保護法
私立学校等 ³²⁾	個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護法

30) 概略については、字賀③37-41頁。第2弾改正は、「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日」に施行されるものとされている（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則1条7号）。

31) 但し、今後の法改正によって、条数や文言が変更される可能性があることに留意されたい。

32) 学校法人が設置する学校、学校設置会社が設置する学校及び学校設置非営利法人が設置する学校を言う。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）

◇裁判例の動向

いじめに関して個人情報保護条例の不開示処分の取消等を求めた裁判例は、入手できるものはいずれも、法制定前にいじめや重大事態に相当する被害が発生する等した事案であるため、法28条2項の情報提供義務に基づく主張はなされていない³³⁾。

そのため、法が施行され、法28条2項により情報提供が法的義務（第7第3項）として定められた今日においては、その先例的価値は乏しい。

◇情報提供の際に問題となる情報

学校の設置者等が被害児童生徒等に情報提供を行う際、加害児童生徒をはじめとする関係者に係る情報を被害児童生徒等に提供でき又は提供しなければならないのか、また、提供でき又は提供しなければならないとしてどこまで提供でき又は提供しなければならないのか、しばしば問題となる。また、加害児童生徒等に情報提供を行う際に、被害児童生徒をはじめとする関係者の情報についても、同様に問題となろう。

具体的に提供が問題となる情報としては、第一に、関係者の氏名が挙げられ

33) 東京地判平9年5月9日判時1613号97頁及びその控訴審東京高判平11年8月23日判時1692号47頁は、法制定前の平成3年9月の自殺事案であり、いずれも法制定前の判決であるため、法28条2項に基づく主張はなされていない。また、大津地判平26年1月14日判時2213号75頁は、法制定前の平成23年（2011年）10月の自殺事案であり、法28条2項に基づく主張はされていない。

なお、広島地判平成29年8月9日公刊物未登載（LEX/DB 文献番号 25546993）及びその控訴審の広島高判平成31年1月17日公刊物未登載（同文献番号25562673）は、法制定前の平成24年（2012年）10月の自殺事案であり、原審及び控訴審において原告及び控訴人から「法やガイドラインの考え方に沿って開示の可否が検討されるべきである」との主張がなされているが、いじめではなく、いわゆる指導死の事案であり、法28条2項が直接適用される事案ではなかった。

また、鹿児島地判平27年12月15日判時2298号28頁は、法制定前の平成23年9月以前の自殺事案であるが（自殺の時期は判時では伏せられているが、平成23年9月以前であることが読みとれる）、法28条2項に言及している。しかし、本件は、情報公開条例に関する不開示決定に関するものであり、法28条2項との関係が問題になる個人情報保護条例に関するものではなかった。

る。すなわち、被害児童生徒等、加害児童生徒等、目撃情報をアンケートに記載したり、聴き取りで話したりして協力した児童生徒、さらに関係した教職員のそれぞれの氏名である。

第二に、関係者の連絡先、具体的には住所、電話番号及びメールアドレス等である。

第三に、関係者の所属、具体的には、児童生徒の場合、在籍校、学年、クラス及び所属する部活動等、関係する教職員の場合、勤務先、所属先、職位及び資格等である。

第四に、被撮影者に関係者が含まれている防犯カメラ等の映像データである。

第五に、関係者の音声が含まれている音声データである。

第六に、関係者に関する様々な事情や関係者が抱える問題である。これらの中には、「生きづらさ」やその背景又は原因となっている情報が含まれることがある。例えば、(a)被害児童生徒等が受けたいじめ被害のみならず、(b)関係者によるいじめ、犯罪・非行等の他者への加害行為、(c)いじめや犯罪被害、保護者等からの虐待やマルトリートメント（不適切な養育）を受けたこと³⁴⁾、(d)発達や心理等の面に課題を抱えており³⁵⁾、社会不適応を起こしていること、(e)保護者をはじめとする家族の離婚、失業、経済的な苦境等により、家族関係や家庭環境等において、厳しい状況に置かれていること等を含む。

◇個人情報の定義及び該当性

個人情報保護法2条1項は、「個人情報」について、次のように定義する。

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次

34) 中井②241頁は、一部の家庭と学校とは懇切丁寧にいじめを教える学校であるとす。阿部①179頁は、子どものいじめは大人社会の模倣だとす。和久田 38-42、99-108、198-199頁は、シンキング・エラーに基づいた行動をするモデルが加害児童生徒の身近に現在又は過去に存在する可能性を指摘し、その支援の必要性を強調する。

35) 枅屋136頁は、重大な被害が発生したいじめ事案の加害児童生徒等に心理支援が必要であることが多いとする。

の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 二 個人識別符号が含まれるもの

それゆえ、個人情報には、それ自体として特定の個人を識別することができる情報に留まらず、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれる（いわゆるモザイク・アプローチ又はジグソー・アプローチ³⁶⁾）。

それでは、被害児童生徒等に対する情報提供の際に問題となる情報は、それぞれ個人情報に当たるか。

まず、上記第一の氏名は、条文に挙げられており、「特定の個人を識別することができるもの」であるから、個人情報に当たる³⁷⁾。

上記第二の連絡先は、氏名と組み合わせれば、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」から、氏名と組み合わせさえすれば、個人情報に当たる³⁸⁾。

上記第三の所属等も、氏名と組み合わせれば、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」から、氏名と組み合わせさえすれば、個人情報に当たる³⁹⁾。

36) 宇賀①38頁、宇賀③61頁。

37) 個人情報保護委員会①5頁、石井ほか編14頁 [森亮二]。

38) 個人情報保護委員会①5頁、石井ほか編14頁 [森亮二]。メールアドレスについて、岡村①73頁。

39) 同上。

上記第四の映像データは、関係者その他の特定の個人が判別できれば、「特定の個人を識別することができるもの」であるから⁴⁰⁾、個人情報に当たる⁴¹⁾。

上記第五の音声データは、その音声の中に関係者その他の個人の氏名が含まれる等により、関係者その他の特定の個人が判別できれば、「特定の個人を識別することができるもの」であるから⁴²⁾、個人情報に当たる⁴³⁾。

上記第六の様々な事情や問題は、氏名と組み合わせれば、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」から、氏名と組み合わせさえすれば、個人情報に当たる。

このように、学校の設置者等が被害児童生徒等に対して法28条2項が定める情報提供義務を履行する際に問題となる情報は、個人情報保護法の下では、それ自体が個人情報に該当するか、それ自体は個人情報ではないものの、氏名と組み合わせられることによって個人情報に該当することとなる。

なお、学校の設置者等により、被害児童生徒等に対して提供する際に問題となる個人情報のうち、上記第六の様々な事情や問題は、その一部は、「要配慮個人情報」に当たり⁴⁴⁾、場合によっては、「条例要配慮情報」に当たりうる。

40) 宇賀①38頁、宇賀③61頁は、再生機器を用いなければ知覚し得ない録画テープも含むとする。西村あさひ法律事務所編43頁〔太田洋〕も同旨。

41) 個人情報保護委員会①5頁。当該個人の実名等が不明であっても、当たりうる。岡村①73頁。

42) 宇賀①38頁、宇賀③61頁は、再生機器を用いなければ知覚し得ない録音テープも含むとする。西村あさひ法律事務所編43頁〔太田洋〕も同旨。

43) 個人情報保護委員会①5頁。

44) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）（以下、「個人情報保護法施行令」と記述する）2条は、個人情報保護法2条3項の「政令で定める記述等」について、次のように定義する。

「法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由と

として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。」

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）（以下、「個人情報保護法施行規則」と記述する）5条は、個人情報保護法施行令第2条1号の「個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害」について、以下のように定義する。

「令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

一 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

二 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」

以下では、上記第六の様々な事情や問題が要配慮個人情報に該当するかを見ることとする。

まず、統合失調症であること等の情報は、個人情報保護法2条3項の「病歴」として、要配慮個人情報に当たる（個人情報保護委員会①12頁）。要配慮情報に当たる病気と当たらない病気の線引きは困難であるから、病気の種類や症状の軽重を問わず、およそ病気に関する情報であれば、全て「病歴」に当たると考えるべきである（宇賀①51頁、宇賀③76頁）。また、個人情報保護法施行令第2条1号・個人情報保護法規則5条2号、3号に規定されていることから、知的障害や発達障害を含む精神障害を有するとの情報は、要配慮個人情報に当たる。さらに、行政機関個人情報保護法施行令第2条3号により、それらの障害等についてケア等を受けているとの情報も要配慮個人情報に当たる。

次に、同じく、個人情報保護法2条3項に明示されていることから、過去に有罪判決を受け、判決が確定したとの情報は、「犯罪の経歴」として、要配慮個人情報に当たる（個人情報保護委員会①12頁、宇賀①51頁、宇賀③77頁、岡村①88頁、西村あさひ法律事務所編81頁〔石川智也〕、石井ほか編34頁〔森亮二〕も同旨）。要配慮情報に当たる犯罪の経歴と当たらない犯罪の経歴の線引きは困難であるから、犯罪の種類やその軽重を問わず、およそ犯罪の経歴に関する情報であれば、全て

ここで、「要配慮個人情報」とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政

々「犯罪の経歴」に当たると考えるべきである（宇賀①51頁）。また、行政機関個人情報保護法施行令2条4号及び5号に規定されていることから、「被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと」、審判に付すべき少年として、「本調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと」も要配慮個人情報に当たる。

それでは、これらの手続が執られていない犯罪又は非行の事実はどうか。これらの事実については、前科や前歴には当たらないことから、要配慮個人情報とまでは言えないとの考え方もあろう。しかし、これらは、刑事手続等が執られ得る事実であって、不当な差別、偏見その他の不利益が生じやすいものであるから、刑事手続が執られた場合に準じて要配慮個人情報に当たると考えるべきである。

続いて、同じく、個人情報保護法2条3項に明示されていることから、過去に犯罪被害に遭ったとの情報は、「犯罪により害を被った事実」として、要配慮個人情報に当たる。ここで、犯罪被害について、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものに限定する見解がある（個人情報保護委員会①12頁、岡村88頁、西村あさひ法律事務所編82頁〔石川智也〕）。しかし、条文解釈として「犯罪」をそのように限定しなければならない理由は乏しく、むしろ、性被害に遭ったものの、告訴することができなかった例を考えれば、事実として過去に犯罪被害に遭ったという情報は、刑事手続の着手の有無を問わず、犯罪被害者が好奇の目に曝されたり、ヴィクティム・ブレイミングの被害に遭ったりしやすいために、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益」を生じやすいから、そのように「犯罪により害を被った事実」を限定して理解することは、狭きに失すると言わざるを得ない（宇賀①52頁、宇賀③77頁も同旨）。そこで、「犯罪により害を被った事実」とは、その字義通り、身体的被害、精神的被害、金銭的被害の別を問わず、一定の犯罪の被害を受けた事実を意味すると考えるべきである（宇賀①52頁、宇賀③77頁）。

それでは、いじめの加害又は被害の事実については、要配慮個人情報に当たるか。これらの事実については、個人情報保護法、同法施行令及び同法規則において、要配慮個人情報の例として挙げられていない。しかし、これらの事実は、上述の犯罪の加害又は被害の事実と同等とまでは言えないとしても、それに準じる機微な情報であり、性犯罪等と同様に、被害児童生徒が好奇の目に曝されたり、ヴィクティム・ブレイミングの被害に遭ったりしやすいことから、不当な差別、偏見その他の不利益が生じやすいことは争いがないであろう。それゆえ、いじめの加害又は被害の事実も、要配慮個人情報に当たると考えるべきである。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）
令で定める記述等が含まれる個人情報」を言う（個人情報保護法2条3項）。
また、「条例要配慮個人情報」とは、「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報」を言う（同法60条5項）。要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報については、個人情報取扱事業者（同法16条2項⁴⁵⁾）による取得の原則禁止⁴⁶⁾等のいくつかの規定が設けられているが（同法20条2項⁴⁷⁾、74

45) 「この章及び第6章から第8章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等
- 四 地方独立行政法人

46) 私立学校の場合、個人情報取扱事業者に当たるから、予め本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない（個人情報保護法20条2項柱書）。もっとも、個人情報取扱事業者は、「法令に基づく場合」、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」には、予め本人（「個人情報によって識別される特定の個人」（同法2条4項）の同意を得なくとも要配慮個人情報を取得できるとされている（同法20条2項1号、2号）。法28条1項の調査は、「法令に基づく場合」に含まれるとともに、通常、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」に当たるから、私立学校の設置者たる学校法人及び私立学校並びに調査組織は、予め本人の同意を得なくとも、要配慮個人情報を取得できる。とは言え、調査及び重大事態への対処を円滑に実施するために、本人の同意を得ておくことが望ましい。

47) 「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得

条1項⁴⁸⁾6号、75条1項⁴⁹⁾、4項⁵⁰⁾、被害児童生徒等に対する情報提供の場

-
- ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - 六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
 - 七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
 - 八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合」
- 48) 「行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 一 個人情報ファイルの名称
 - 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - 三 個人情報ファイルの利用目的
 - 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
 - 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
 - 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を次条第1項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - 九 第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - 十 第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その

面に関する特段の規定は置かれていない⁵¹⁾。

ㄨ 旨

十一 その他政令で定める事項」

- 49) 「行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。」
- 50) 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第1項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。
- 51) 個人情報保護法27条2項は、以下のように、要配慮個人情報について、個人情報取扱事業者がオプトアウトにより第三者へ提供することを禁止している。もっとも、被害児童生徒等に対する情報提供の場面では、要配慮個人情報も含めて、個人情報がオプトアウトにより提供されることは考えられない。

「個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第20条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- 一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第30条第1項第1号及び第32条第1項第1号において同じ。）の氏名
- 二 第三者への提供を利用目的とすること。
- 三 第三者に提供される個人データの項目
- 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
- 五 第三者への提供の方法
- 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 七 本人の求めを受け付ける方法
- 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項」

◇公立学校等の場合——保有個人情報

公立学校、国立大学附属学校及び公立大学附属学校（以下、本項において、「公立学校等」と記述する）の場合、個人情報保護法60条以下の規定が適用される。

上述の個人情報のうち、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものであり、行政文書⁵²⁾、法人文書⁵³⁾又は地方公共

52) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）2条2項に規定する「行政文書」を言う。同法2条2項は以下の通りである。

「この法律において『行政文書』とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項に規定する特定歴史公文書等
- 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）」

53) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）2条2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む）を言う。同法2条2項は以下の通りである。

「この法律において『法人文書』とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項に規定する特定歴史公文書等
- 三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）
団体等行政文書⁵⁴⁾に記録されているものを「保有個人情報」と言う（同法60条1項⁵⁵⁾）。

- ㄨ 四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であって、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの」
- 54) 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く）を言う。
- 55) 「この章及び第8章において『保有個人情報』とは、行政機関等の職員（独立行政法人等）あっては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）又は法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。」

本項は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律51条による第2弾改正により、以下のように改正される。下線は筆者によるもので、変更点を示している。

「この章及び第8章において『保有個人情報』とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及地方独立行政法人）あっては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されている」

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律51条による第2弾改正以前は、行政機関等（同法11項⁵⁶⁾。「行政機関」については、同法2条8項⁵⁷⁾参照）に「地方公共団体の機関」は含まれていなかったが、第2弾改

→ものに限る。」

56) 「この法律において『行政機関等』とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 行政機関
- 二 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第7号イ及びロ、第89条第3項から第5項まで、第117条第3項から第5項まで並びに第123条第2項において同じ。）」

本項は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律51条による第2弾改正により、以下のように改正される。下線は筆者によるもので、変更点を示している。

「この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 行政機関
- 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）
- 三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第123条第2項において同じ。）
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。）

57) 「この法律において『行政機関』とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）

正により、教育委員会を含む「地方公共団体の機関」が含まれ、地方公共団体等行政文書が「保有個人情報」の対象となる。これにより、公立学校についても、個人情報保護法の適用対象となる。

◇公立学校等の場合——保有個人情報の提供

個人情報保護法69条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」としている。

それゆえ、「法令に基づく場合」であれば、保有個人情報を第三者に提供することも許される。ここで、「法令に基づく」とは、法令上、保有個人情報を第三者に提供することが義務付けられている場合に限らず、提供の根拠が規定されている場合をも含む⁵⁸⁾。個人情報保護法以外の法令に個人情報を第三者に提供することについて具体的根拠が示されてはいるものの、提供すること自体が義務付けられていない場合には、当該法令の趣旨に照らし、第三者に提供する必要性及び合理性が認められることを確認した上で対応することが個人情報保護法の趣旨に沿うと考えられる⁵⁹⁾。

法28条2項は、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しているから、学校の設置者等による被害児童生徒等に対する情報提供は、まさに、「法令に基づく場合」に当たる。従って、個人情報保護法の下では、公立学校等の設置者等が被害児童生徒等に対して、被

六 会計検査院

58) 個人情報取扱事業者による個人データの第三者提供についての個人情報保護法27条1項1号(旧・23条1項1項)に関して、西村あさひ法律事務所編160頁[柴田寛子]、石井ほか編298頁[鶴巻暁]。

59) 個人情報取扱事業者による個人データの第三者提供についての個人情報保護法27条1項1号(旧・23条1項1項)に関して、個人情報保護委員会②33頁、石井ほか編299頁[鶴巻暁]。

害児童生徒等以外の者に関する個人情報について、それらの者の同意がなくとも、情報提供を行うことができる。

もっとも、情報提供を行うことができるとしても、「法令に基づく場合」の提供の適否については、当該法令の趣旨によって定まるとされ⁶⁰⁾、一律に決まるものではないから、情報提供を行わなければならない範囲を画定する必要がある。この点について参考となるのは、学校の設置者が被害児童生徒等からその保有個人情報の開示請求をなされた場合に、開示しなければならない範囲である。なぜなら、保有個人情報のうち、開示請求の際に開示情報と取扱われる情報については、被害児童生徒等からの開示請求を待たずして、学校の設置者が被害児童生徒等に対して情報提供を行わなければならないためである。そこで、以下では、保有個人情報の開示についての規定を見ることとしたい。

◇公立学校等の場合——保有個人情報の開示に関する規定

何人も、個人情報保護法の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる（個人情報保護法76条1項⁶¹⁾）。

そして、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない（個人情報保護法78条1項⁶²⁾柱

60) 個人情報保護法69条1項と同じ規定であった行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条1項について同旨のものとして、総務省行政管理局38頁、高橋ほか539頁 [山口亨]。

61) 「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」

62) 「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに

- ㄨ 第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 四 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜

書)。

同法78条1項は、不開示情報を列挙するところ、同項2号は開示請求者以外の個人に関する情報のうち、不開示情報に当たらない例外として、同項2号イ、ロ及びハの3つの類型を挙げ、開示の対象としている。

◇公立学校等の場合——個人情報保護法78条1項2号イ

個人情報保護法78条1項2号イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を不開示情報

-
- ㄨ 査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
 - 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）から除いている。特定の関係者のみが知ることができる情報の場合にも、開示請求者がその特定の関係者に含まれている場合には、開示義務が生じる⁶³⁾。

情報提供義務を定める法28条2項は、「法令の規定」に当たる。

また、「慣行」とは事実上の慣習を意味し、慣習法として確立していることまでは要せず、法規範的な根拠は不要であるとされている⁶⁴⁾。

それゆえ、同じく情報提供について規定する基本方針第2 4(1)ii)①第1段落並びにガイドライン第5第6項、第6第8項及び第7第5項は、「法令」とまでは言えないが、文部科学省が策定した法令に準じる法規範（「はじめに」第4項の解説参照）であるから、「慣行」に当たると言ってよい。

それゆえ、「法令の規定により又は慣行として」の要件を満たす。

もっとも、「開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」の範囲については、法28条2項、基本方針及びガイドラインにより明示されているわけではない。

◇公立学校等の場合——個人情報保護法78条1項2号口

個人情報保護法78条1項2号口は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を不開示情報から除いている。

ここで、「保護するため」とは、現実に生命、健康、生活又は財産が侵害されている場合のみならず、それらの侵害の蓋然性が高い場合も含まれる⁶⁵⁾。

63) 宇賀③548頁。個人情報保護法78条1項2号イと同じ規定であった行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律14条1号イについて同旨のものとして、総務省行政管理局82-83頁、宇賀①488頁、岡村①465頁。

64) 宇賀③548頁。個人情報保護法78条1項2号イと同じ規定であった行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律14条1号イについて同旨のものとして、総務省行政管理局83頁、高橋ほか598頁 [山口亨]、右崎308頁 [磯部哲]、宇賀①488頁、岡村①465頁。

65) 宇賀③549頁。個人情報保護法78条1項2号ロと同じ規定であった行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律14条1号ロについて同旨のものとして、総務省行政管理局84頁、右崎ほか308-309頁 [磯部哲]。宇賀①489頁は、高い蓋然性を

生命心身財産重大事態（法28条1項1号）においては、いじめにより、被害児童生徒の生命、健康又は財産に重大な被害が生じており、さらに、それによって、被害児童生徒等の安全安心な生活が侵害されている。また、不登校重大事態（法28条1項2号）においては、いじめにより、登校ができない状態となっていることから、被害児童生徒等の安全安心な生活が侵害されている。それゆえ、生命心身財産重大事態においても、不登校重大事態においても、現実には被害児童生徒の生命、健康、生活又は財産が侵害されており、さらに、今後も侵害が継続したり、新たな侵害が発生したりするおそれが高いと言える。従って、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」の要件を満たす。

もっとも、「開示することが必要であると認められる情報」⁶⁶⁾の範囲については、ここでもまた、法28条2項、基本方針及びガイドラインにより明示されているわけではない。

◇公立学校等の場合——個人情報保護法78条1項2号ハ

個人情報保護法78条1項2号ハは、「当該個人が公務員等……である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、

↘要求せず、単におそれて足りるとする。

66) 宇賀③549頁。個人情報保護法78条1項2号ロと同じ規定であった行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律14条1号ロについて、総務省行政管理局84頁、右崎ほか308-309頁〔磯部哲〕、宇賀①489頁、岡村①465頁は、不開示により保護される開示請求者以外の特定の個人の利益と開示により保護される「人の生命、健康、生活又は財産」の利益の比較衡量を求める。しかし、個人情報保護法78条1項2号ロも行政機関個人情報保護法14条2号ロも、「開示することが必要であると認められる」か否かを問題としており、開示の必要性があれば、比較衡量によらず、開示情報として取扱うのが素直な解釈であり、そのように解すべきである。本規定の趣旨は、「人の生命、健康、生活又は財産」の利益が害されないようにするところにあると解されるところ、比較衡量アプローチを採った場合、例えば、生命の保護のように、開示により保護される利益がどれほど大きくても、不開示により保護される利益がそれに優越すると判断されれば、不開示となってしまうのは、本規定の趣旨に反しよう。もっとも、仮に比較衡量アプローチを採ったとしても、重大事態において、不開示により保護される開示請求者以外の特定の個人の利益が開示により保護される「人の生命、健康、生活又は財産」の利益に優越することは考え難い。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報から除いている。

公立学校、国立大学附属学校及び公立大学附属学校並びにそれらの設置者においては、通例、教職員は「公務員等」に当たる。

また、いじめへの対応の内容は、それらの者にとって、法23条、28条等に規定された職務の遂行に係るものであるから、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に当たり、全て不開示情報から除かれる。

一方、当該公務員等の氏名については、公務員等以外の者と区別することなく、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（個人情報保護法78条1項2号イ）又は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（同法78条1項2号ロ）と認められる場合に限って、不開示情報から除かれることとなる⁶⁷⁾。

◇公立学校等の場合——保有個人情報の開示の範囲

前述のように、「開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（個人情報保護法78条1項2号イ）又は「開示することが必要であると認められる情報」（同法78条1項2号ロ）の範囲については、法28条2項、基本方針及びガイドラインにより明示されているわけではない。

この解釈の手掛かりとなるのは、法28条2項の「当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする」との規定である。

法28条2項は、個人情報保護法の特則として、被害児童生徒等の知る権利を

67) 宇賀③552頁、さらには個人情報保護法78条1項2号ハと同じ規定であった行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律14条1号ハについて、総務省行政管理局85頁、右崎ほか309頁〔磯部哲〕、宇賀①492頁は、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するか否かを検討しているが、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するか否かも検討する必要がある。

被害児童生徒等以外の個人情報保護の要請に優越させるものであるから、「適切に」が意味する範囲は、「開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」又は「開示することが必要であると認められる情報」の範囲と重なる。

そもそも、28条1項が定めるように、重大事態の調査は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために行われるものである。重大事態に的確に対処するためには、学校の設置者等と被害児童生徒等が被害児童生徒を取り巻く状況の理解をともに深め、その状況の理解を踏まえて、協議しながら様々な手立てを講じていくことが必要である。

そのためには、学校の設置者等が被害児童生徒等に対してできる限り多くの情報を提供して、それらを両者が共有するようにしなければならない。従って、ここで、「適切に」とは、「できる限り多く」の意味であると解すべきである。立法に関与した国会議員による逐条解説も、「適切に」提供するとは、当該事案についての説明責任が最大限全うされなければならない程度に学校の設置者等が情報を提供することであるとしており⁶⁸⁾、同旨であると言えよう。

以上から、「開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」又は「開示することが必要であると認められる情報」は、いじめの重大事態に関する情報については、いずれも、学校の設置者等が保有するできる限り多くの情報と解すべきである。

学校の設置者等は保有するできる限り多くの情報を被害児童生徒等に開示し、情報提供しなければならない。

◇公立学校等における情報提供の可否 ①関係者の氏名

法28条2項が定める情報提供の場面において、関係者の氏名は、「誰が」という情報提供の基礎に当たる部分であって、事案の把握に必要不可欠な情報であるから、被害児童生徒等が「知ることが予定されている情報」である。

また、下記②関係者の連絡先において検討するように、民事訴訟の提起等の

68) 小西204頁。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）法的措置を講じる等のために必要な場合、「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」にも当たる。関係者の氏名の情報は、被害児童生徒等へ提供されなければならない⁶⁹⁾。

これに対して、従来、公立学校の場合の情報提供について適用されていた個人情報保護条例に基づき加害児童生徒に関する仮名処理を必要とする見解がある⁷⁰⁾。個人情報保護条例についても、上述の個人情報保護法とほぼ同様の内容が規定されていることが多いところ、かかる見解は、氏名を開示した場合に、個人情報保護条例のいかなる条項に抵触するのか示しておらず、また、そのような条項は存在しえないだろうから、解釈として成立しえないものである。この見解は、「個人情報保護」を濫用し、被害児童生徒等が本来提供されるはずの情報を得させないようにしたいという運動論や立法論に過ぎないものであり、解釈論とは到底言えない。

そもそも、被害児童生徒等が誰が加害行為を行ったのか分からなければ、加害児童生徒をそれと知って回避することができなくなるし、加害児童生徒等と再発防止の取り決めを行うこともできなくなって、さらなる被害を防ぐことを著しく困難にする。こうした状況の下では、調査を踏まえて重大事態への対処をすることは夢のまた夢である。また、被害児童生徒等の知りたいという切実な思い（第1第1項の解説参照）に全く応えられないことも言を俟たない。

自らを誰が傷付けてきたのか、今後も傷付けうるのかというごく基本的な情報すら被害児童生徒が知りえない状態を是認するということは、被害児童生徒に対して、例えば、「学校にいる誰もが加害児童生徒の可能性があり、誰か分からない加害児童生徒に怯えて学校生活を送れ」と言うに等しく、重大事態への対処を目指す法の考え方に真っ向から対立する考え方である。こうした考え方は、学校や教育委員会が組織ぐるみで加害児童生徒を守っていると被害児童

69) 市川91-92頁も同旨。大阪弁護士会子どもの権利委員会いじめ問題研究会115頁は、被害児童生徒の救済のために必要な範囲と考えられる加害児童生徒の保護者の氏名及び住所の情報提供が許されるとする。

70) 坂田編98-99頁 [川義郎]。

生徒等にとらえさせるものであり⁷¹⁾、被害児童生徒が安全安心な学校生活を送ることを遠ざけてしまう。

それゆえ、被害児童生徒等に情報提供する際に、仮名処理は不要であり、行ってはならない。

◇公立学校等における情報提供の可否 ②関係者の連絡先

法28条2項が定める情報提供の場面において、関係者の連絡先の情報については、一般に、被害児童生徒等が「知ることが予定されている情報」（個人情報保護法78条1項2号イ）とまでは言えないだろう。

もっとも、関係者の連絡先が被害児童生徒等の「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（個人情報保護法78条1項2号ロ）に当たる場合がありうる。この場合、関係者の連絡先の情報は、被害児童生徒等へ提供されなければならない⁷²⁾。

例えば、被害児童生徒等又はその代理人が加害児童生徒等に対して何らかの働きかけをしたいと考える場合が考えられる。具体的には、被害児童生徒等又はその代理人が事案について説明を求めたり、現在の心境や今後の行動についての考えを聴いたり、謝罪を求めたり、今後の再発防止のために接触を避ける方策等の取り決めを行いたいとして申入れをしたりしたいと考え、そのために、加害児童生徒等の連絡先が必要となる場合である。これらの場合、重大事態において既に侵害され、さらなる加害行為によって侵害されるおそれがある被害

71) こうした事例においては、被害児童生徒等が加害児童生徒等とやり取りすることによって、学校や教育委員会の不適切な対応を糊塗できなくなることを恐れて、被害児童生徒等に対して加害児童生徒の氏名の情報を提供しないことが多いだろう。学校や教育委員会が守ろうとしているのは、加害児童生徒ではなく、学校や教育委員会自身であり、加害児童生徒はその恩恵を反射的に受けているに過ぎないことが多いと思われる（それが証拠に加害児童生徒は何のケアもなされず放置されていることが挙げられよう）。しかし、こうした状況は、被害児童生徒等にとっては、「加害児童生徒が守られている」と感じさせるものであろう。

72) 石坂ほか204-205頁は、個人情報保護条例に則って判断することが望ましいとする。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）

児童生徒の「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」と言えるから、加害児童生徒等へ書面を送付するための住所又は電話で連絡をするための電話番号の情報が被害児童生徒等へ提供されなければならない⁷³⁾。

また、被害児童生徒等が加害児童生徒の自宅周辺で不意に出会うことを避けたいと願うこともある。この場合も、重大事態において既に侵害され、さらなる加害行為によって侵害されるおそれがある被害児童生徒の「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」と言えるから、特定の場所を回避する等の事実上の措置を講じるために必要とされる加害児童生徒の居所の情報が被害児童生徒等へ提供されなければならない。

さらに、被害児童生徒等又はその代理人が損害賠償請求等の民事訴訟の提起、民事調停の申し立て、危害を加える行為を避けるためになされる一定の行為の差止め等の仮処分の申し立て又は告訴等の法的措置を執りたいとの意向を有することもある。この場合も、重大事態において既に侵害され、さらなる加害行為によって侵害されるおそれがある被害児童生徒の「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」と言えるから、これらの法的措置を執るために必要とされる加害児童生徒等の住所の情報が被害児童生徒等へ提供されなければならない⁷⁴⁾。

73) 神内①93-94頁は、法23条5項の情報共有措置として、いじめにより被害児童生徒の生命身体に重大な危険及び権利侵害が生じており、事実関係の調査や証拠収集のために緊急かつやむを得ないと認められる場合であることから、加害児童生徒の同意がなくとも個人情報を提供できる場合があるとし、客観的にいじめ行為があったと学校も判断している場合がそれに当たるとする。これは、いじめの法的構造において被害児童生徒と加害児童生徒が一次的な紛争当事者であることから、被害児童生徒と加害児童生徒の間で紛争を解決する手段を提供することが法的に不適切とまでは言えないとの考えるによるものであると言う。神内①の考え方によれば、重大事態ではない場合の法23条5項の情報共有措置としてさえ、加害児童生徒の連絡先等の個人情報を提供できるとするのであるから、重大事態の場合の法28条2項の情報提供義務としては、それらの個人情報を提供することが義務付けられることとなる。

74) 大阪弁護士会子どもの権利委員会いじめ問題研究会115頁は、被害児童生徒の

上記の情報が提供されなければ、被害児童生徒等は、必要な措置を講じることができず、登校して安全安心な学校生活を送ることができなかつたり、安全安心に登下校を行うことができなかつたり、被害回復を図る機会が奪われて「泣き寝入り」せざるを得なくなつたりしてしまう⁷⁵⁾。こうした状況においては、被害児童生徒の学習権や裁判を受ける権利が侵害されているというほかに、法28条1項が目指す重大事態への対処を図ることができていないと評価せざるを得ない。それゆえ、上記の情報は学校の設置者等により被害児童生徒等へ速やかに提供されなければならない。

◇公立学校等における情報提供の可否 ③関係者の所属

法28条2項が定める情報提供の場面において、関係者の所属の情報については、「誰が」という情報提供の基礎に当たる部分を構成する重要な情報である

↘救済のために必要な範囲と考えられる加害児童生徒の保護者の氏名及び住所の情報提供が許されるとする。

- 75) 大阪弁護士会子どもの権利委員会いじめ問題研究会93頁は、重大事態でない場合の法23条5項の情報共有措置として、被害児童生徒の安全確保、被害弁償を受けること及び将来の再発防止について被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者同士が話し合うために加害児童生徒の住所と連絡先の開示をすべきだとする。その上で、同95-96頁は、被害児童生徒の保護者が加害児童生徒の住所や保護者の氏名を知らなければ、保護者同士で交渉できないことを指摘し、加害児童生徒の住所を秘匿することで損害賠償義務を免れるのは法的に容認されないとする。また、これらの情報を秘匿することが解決を先送りし、かえって紛争を激化させるだけで、学校及び加害児童生徒にも利益がないことも指摘する。さらに、被害児童生徒が加害児童生徒の住所等を調べるために新たな出費をしたり、訴訟等で争つたりしなければならないのは新たな損害だとする。なお、同書は、対話形式で異なる立場からの見解を紹介する形式を採っており、93-94、96頁においては、上記の考え方に反対する見解も紹介されている。また、「C教授」の発言として、同96頁では、被害防止や安全保護の緊急の必要があるときには、加害児童生徒側の同意がなくとも、法令によって開示ができる場合に当たるとの見解も紹介されている。もっとも、「C教授」は具体的な特定の人物を想定しているものではなく、学術的な視点に終始しているものではないと注記されているもの（同5頁）、弁護士会の委員会内の研究会が出版する書籍であることを考えれば、弁護士の見解に対して、研究者が学術的な観点からコメントをしているかのように見えかねず、叙述の手法として不適切であるとの誇りを免れないと考える。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）から、通常、被害児童生徒等が「知ることが予定されている情報」（個人情報保護法78条1項2号イ）である。

また、例えば、インターネットにおいて被害児童生徒に対する名誉毀損を行っていた加害者がサッカー部に所属する生徒であり、複数に及ぶことが判明した場合で、サッカー部の雰囲気や体質から、それまでに名誉毀損を行っていなかった他の部員が新たに危害を加える可能性が高いと思われる等、事案によっては、「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（同法78条1項2号ロ）にも当たることとなる。

それゆえ、関係者の所属の情報は、被害児童生徒等に提供されなければならない。

◇公立学校等における情報提供の可否 ④映像データ

法28条2項が定める情報提供の場面において、映像データについては、「何が起こったのか」という事実関係の根幹を証明する重要な情報であることが多いから、通常、被害児童生徒等が「知ることが予定されている情報」（個人情報保護法78条1項2号イ）である。

また、被害児童生徒等又はその代理人が法的措置を執りたいとの意向を有する等の場合には、「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（同法78条1項2号ロ）となる。

監視カメラの映像や画像について、被害児童生徒等へ提供すべきでないとする主張⁷⁶⁾もある。確かに、この論者が主張するように、これらには、いじめ以外の情報が多かれ少なかれ含まれているため、それらを含んだままデータを包括的に提供することは適切ではない。

それゆえ、映像データについては、いじめとその対応に関係する部分のみを被害児童生徒等へ提供しなければならない。この作業に費用が発生する場合には、学校の設置者が予算措置を講じる必要がある。

76) 坂田編99頁 [川義郎]。

◇公立学校等における情報提供の可否 ⑤音声データ

法28条2項が定める情報提供の場面において、音声データについては、映像データと同じ扱いを受ける。

それゆえ、音声データも、被害児童生徒等へ提供されなければならない。

◇公立学校等における情報提供の可否 ⑥関係者の様々な事情や問題

法28条2項が定める情報提供の場面において、関係者の様々な事情や問題については、いじめ又は重大な被害が「なぜ」、「どのように」発生し、継続したのか、さらに、いじめ又は重大な被害への不適切な対応が「なぜ」、「どのように」発生し、継続したのかに深く関係していることがしばしばある。

まず、被害児童生徒等がこれらの事情や問題を知ることによって、事態の全容を把握し、被害児童生徒が自らがいじめ被害に遭ったことに帰責性がないことを理解することは、被害児童生徒の回復につながりうる。

例えば、加害児童生徒がその保護者から虐待を受け続け、その過程において、暴力等による「支配—被支配」の構造を学習し、自らの「生きづらさ」を軽減しようと、被害児童生徒を支配するためにいじめを行っていた場合、その情報が被害児童生徒等に提供されることによって、被害児童生徒は、「なぜいじめられなければならないのか」、「自らに非があったためにいじめられていたのか」という思いを解き放つ一助とすることができる。また、これにより、被害児童生徒は、加害児童生徒によるいじめが加害児童生徒の都合による極めて不合理な理由に基づいてなされたものであって、自己が自責の念を感じる必要がないものであったと認識することができる。これらを通じて、被害児童生徒が自尊感情や自己肯定感を一定程度回復することが期待される。

また、別の例として、被害児童生徒からいじめの申告を受けた教員や学校の管理職がパワーハラスメントが常態化した職場で働き続けてきたことで、「ハラスメントやいじめの被害に遭う者には正当な理由や帰責性があり、助けられたい対応してもらえなかったりしても仕方がない」との認知の歪みを抱えるに至り、いじめの被害に適切に対応できなかった場合、その情報が被害児童生徒

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）等に提供されることによって、被害児童生徒は、「なぜ適切に対応されなかったのか」、「自らに非があったために助けてもらえなかったのか」という疑問を解消することができる。また、これにより、被害児童生徒は、教員らの不適切な対応が教員らが抱える極めて不合理な理由に基づいてなされたものであって、自己がやましさを感ずる必要がないものであったと認識することができる。ここでもまた、これらを通じて、被害児童生徒が自尊感情や自己肯定感を一定程度回復することが期待される。

これらの過程は、カウンセリング等を通じても多かれ少なかれもたらされようが、学校の設置者等又は調査組織による公的な又は公的な色彩を帯びた調査のほうが、「被害児童生徒がいじめ被害に遭う合理的な理由が存在しなかった」というメッセージをより強く打ち出すため、被害児童生徒の回復によりいっそう寄与することができることも多かろう。

また、様々な事情や問題を被害児童生徒等が把握することで初めて、被害児童生徒等は、事態の全容を把握することが可能となり、それによって、さらなる被害を防ぐための方策を適切に講じる等、重大事態に適切に対処できることとなる。

このように、関係者の様々な事情や問題の情報は、いじめ若しくは重大な被害の発生若しくは継続又はいじめ若しくは重大な被害への不適切な対応に多少でも関係があるか、重大事態への対処に必要であれば、加害児童生徒等や関係教職員にとって機微な情報であっても、被害児童生徒等が「知りたいという切実な思い」（第1第1項の解説参照）に比べるとともに、被害児童生徒等が回復し、さらなる被害を防ぐために重要な、伝える意義が極めて大きい情報である。それゆえ、被害児童生徒等が「知ることが予定されている情報」（個人情報保護法78条1項2号イ）にも、「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（同法78条1項2号ロ）にも当たる。

それゆえ、関係者の様々な事情や問題についての情報は、被害児童生徒等に提供されなければならない⁷⁷⁾。

77) 大阪弁護士会子どもの権利委員会いじめ問題研究会113頁は、いじめ発生の背

一方、被害児童生徒等が抱える問題については、調査結果に盛り込むことに反対する見解もある⁷⁸⁾。しかし、当該いじめ事案に被害児童生徒等が抱える問題が影響していることが調査で把握できたにもかかわらず、これを伝えないのであれば、調査結果を正確に情報提供したとは言えないだろう。また、調査結果を踏まえて、重大事態へよりよく対処するためには、被害児童生徒等が抱える問題について、被害児童生徒等に理解してもらうことが必要となろう⁷⁹⁾。それゆえ、被害児童生徒等が抱える問題についても、被害児童生徒等に丁寧の説明して提供すべきである⁸⁰⁾。

◇私立学校の場合——個人データ及び個人情報取扱事業者

学校法人が設置する学校、学校設置会社が設置する学校及び学校設置非営利法人が設置する学校（以下、本項において、これらを総称して「私立学校等」と記述する）の場合、個人情報保護法16条以下の規定が適用される。

上述の個人情報のうち、「個人情報データベース等」を構成する個人情報を「個人データ」と言う（同法16条3項⁸¹⁾）。

▼景となる主原因と判断された事情、例えば、児童間の人間関係、クラス内での力関係、継続的又は重大な被害が生じた加害行為を加えた児童の性格等についても情報提供の対象だとする。一方、坂田編99頁〔川義郎〕は、被害児童生徒等への情報提供に反対するが、その理由は記載されていない。また、木下39頁は、被害児童生徒等、加害児童生徒等、学校関係者に一定の配慮をして、関係する児童生徒の発達特性や家庭状況等に関する重要な事実認定を回避する必要があるとするが、事実関係の明確化を回避することは、法28条1項が事実の確認を求めている以上、妥当でない。

78) 勝井ほか18頁〔横山巖発言〕、横山31-32頁。また、横山31-32頁は、被害児童生徒の発達障害がある際に、調査組織がその判断を行うことを問題とする。確かに、診断もなく、調査組織がそのような判断を行うことは許されない。一方で、調査以前又は調査中に診断がなされている場合に、これを踏まえて判断を行うことまで妨げられないはずである。

79) 大阪弁護士会子ども権利委員会いじめ問題研究会116頁は、被害児童生徒の家庭環境、被害児童生徒の資質等が不登校の原因となっていると判断された場合、不登校を解消し、問題の本質に迫るために開示する姿勢で臨むべきだとする。

80) 勝井ほか18頁〔木下裕一発言〕。

81) 「この章において『個人データ』とは、個人情報データベース等を構成する個

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）

そして、「個人情報データベース等」を事業の用に供している者のうち、国の機関等以外の者を「個人情報取扱事業者」と言う（同法16条2項⁸²⁾）。

ここで、「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、及び②特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものを言い、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは除かれる（同法16条1項⁸³⁾）。②の政令で定めるものとは、「これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの」を言う（個人情報保護法施行令3条2項）。

「個人情報データベース等」と言えるためには、①及び②のいずれの場合も、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成したものである必要がある。

それゆえ、①について見ると、体系的に構成されていなければ、電子計算機において、文字列検索でたまたま検索できても、「個人情報データベース等」

個人情報をいう。」

82) 「この章及び第六章から第八章までにおいて『個人情報取扱事業者』とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等
- 四 地方独立行政法人」

83) 「この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」

に該当するとは言えない⁸⁴⁾。

また、②について見ると、例えば、紙面に手書きで処理されたいわゆるマニュアル処理情報であっても、カルテや指導要録等のように、個人情報をも五十音順等の一定の規則に従って整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引又は符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものについては、「個人情報データベース等」に当たりうる⁸⁵⁾。一方、散在していて体系的に管理されていない⁸⁶⁾、すなわち、一般に容易に検索しうる形で体系的に整理されていない状態であれば、個人情報を含む情報の集合物であっても、「個人情報データベース等」には該当しない⁸⁷⁾。

以上を踏まえれば、通常、重大事態に関する調査結果の報告書や記録は、「個人情報データベース等」に当たらないことが多いと考えられる。

なぜなら、調査結果の報告書や記録においては、被害児童生徒等、加害児童生徒等及び他の児童生徒等の特定の個人情報を検索することができたとしても、これらを体系的に構成しているとは言えない場合が多いためである。例えば、調査組織においては、聴き取りの年月日順に整理して誰からどのような内容の聴き取りを行ったかを整理するのが通例である。この整理に当たって、目次や見出し等を付すことも行われることが多いだろうが、その目次や見出しは、年月日順やいじめ行為やその対応等の発生した事象ごとに付けられるのが通例であろう。このような整理の方法は、一般に、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成しようとするものとは言えないから、この場合、調査結果の報告書や記録は、「個人情報データベース等」に当たらないこととなる。

調査結果の報告書や記録が「個人情報データベース等」に該当しなければ、

84) 石井ほか編39頁 [林亮二]。

85) 経済産業省4頁、西村あさひ法律事務所編59頁 [石川智也]。岡村①101頁も同旨。

86) 西村あさひ法律事務所編63頁 [石川智也]。

87) 西村あさひ法律事務所編59頁 [石川智也]。岡村①96頁も同旨。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）

個々の個人情報「個人データ」に当たらず、この点では、私立学校等も調査組織も「個人情報取扱事業者」に当たらない。もっとも、通常、私立学校等は前記の指導要録のように「個人情報データベース等」を事業の用に供しているから、「個人情報取扱事業者」に当たる。

後述のように、個人情報保護法27条1項⁸⁸⁾が禁止しているのは、「個人情報取扱事業者」が例外として列挙する事由に該当しない場合に予め本人の同意を得ないで「個人データ」を第三者に提供することである。従って、当該私立学校等及びその設置者並びに調査組織が被害児童生徒等に対して調査結果の報告書や記録に含まれる個人情報を提供することは、これらが「個人データ」に当たらないことから、個人情報保護法においては禁止されていない。もっとも、提供される情報の内容によっては、プライバシー侵害となることもありうる⁸⁹⁾。

88) 「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。」

89) 岡村①244頁。

以下では、調査結果の報告書や記録が「個人情報データベース等」に当たる場合について説明する。

◇私立学校等の場合——個人データの提供

個人情報保護法27条1項は、個人情報取扱事業者が例外として列挙する事由に該当しない場合に予め本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することを禁止している。

それゆえ、本人の同意がなくとも、例外として列挙されている事由に該当すれば、個人データを第三者に提供することも許される。

例外として列挙されている事由として、重大事態における情報提供に関連しうるのは、「法令に基づく場合」（同法27条1項1号）、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（同法27条1項2号）、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（同法27条1項3号）である。

公立学校等における情報提供と同様に、法28条1項が情報提供義務を規定しているから、私立学校等においても、学校の設置者等による被害児童生徒等に対する情報提供は、「法令に基づく場合」に当たる。

また、生命心身財産重大事態（法28条1項1号）の場合も、不登校重大事態（法28条1項2号）の場合も、被害児童生徒の「知りたいという切実な思い」（第1第1項の解説参照）に応えることで被害児童生徒の回復の一助とし、被害児童生徒の生命又は身体を保護する必要がある。被害児童生徒が加害児童生徒に対して損害賠償を請求するとき等には、被害児童生徒の財産の保護の必要も生じる。それゆえ、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」にも該当する。

さらに、被害児童生徒の「知りたいという切実な思い」に応えることで被害児童生徒の回復の一助とすることは、被害児童生徒の「健全な育成の推進のために特に必要がある場合」にも当たる。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）

従って、個人情報保護法の下では、私立学校等及びその設置者が被害児童生徒等に対して、被害児童生徒等以外の者に関する個人情報について、それらの者の同意がなくとも、情報提供を行うことができる。

◇私立学校等の場合——情報提供の範囲

上記のように、私立学校等及びその設置者が情報提供を行うことができるとしても、公立学校等におけるそれと同様に、「法令に基づく場合」、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」及び「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合」の提供の適否については、それぞれ、当該法令の趣旨、生命等の保護の必要性及び児童の健全な育成の推進のための必要性によって定まると考えるべきである。それゆえ、情報提供を行わなければならない範囲は一律に決まるものではないから、情報提供を行わなければならない範囲を画定する必要がある。

法28条2項が定める情報提供の場面において、私立学校等及びその設置者並びに調査組織が情報提供を行わなければならない範囲は、公立学校等の設置者が被害児童生徒等からその保有個人情報の開示請求をなされた場合に開示しなければならない範囲と一致すると考えるべきである。なぜなら、法28条2項は情報提供義務について公立学校等と私立学校を区別しておらず、個人情報保護法においても第三者である被害児童生徒等への情報提供が認められる点では共通していることから、公立学校等と私立学校との間で情報提供の範囲が異なると考えるべきでないためである。

◇正確性が確認できていない情報の取扱い

上記の個人情報を含むか否かを問わず、調査の過程で収集された正確性が確認できていない情報について、ガイドラインも基本方針も明らかにしていない。

こうした正確性が確認されていない情報については、被害児童生徒等へ提供すべきでないとする主張⁹⁰⁾がある。確かに、この論者が主張するように、アン

90) 坂田編99頁 [川義郎]。

ケート調査によって得られる情報は、伝聞、再伝聞、さらには再々伝聞等であって、反対尋問を経ておらず、他の証拠等によっても正確性を担保することができないが往々にしてあろう。また、聴き取りにおいても、同様に、伝聞等の情報が収集されたり、調査対象者の記憶の誤り等が存在したりすることは避けられない。それゆえ、被害児童生徒等に対して誤った情報が提供されかねないとの懸念は共有されるべきである。

もっとも、被害児童生徒等は、「知りたいという切実な思い」（第1第1項の解説参照）から、少しでも多くの情報を求めており、学校の設置者等や調査組織はそれに応える必要がある。また、学校の設置者等や調査組織は、不都合な情報が隠蔽されたり、深く調査されなかったりしたのではないかとの被害児童生徒等の疑念を可能な限り解消するよう努めるべきである。さらに、被害児童生徒等は、正確性が確認できていない情報を把握することで、調査が十分に尽くされたか否か検討することができ、その検討結果を踏まえて、地方公共団体の長等に対して所見書を提出する（第7第2項、第10第2項）ことで、調査結果についての調査（再調査）（法29条2項、30条2項、30条の2、31条2項、32条2項、5項）につなげることができる（第10第1項参照）。

それゆえ、正確性が確認できていない情報については、調査の過程や内容等を丁寧に説明して、正確性が確認できなかったとの留保を付しつつ、被害児童生徒等に提供すべきである。

正確性が確認されていない情報について、被害児童生徒等へ提供すべきでないとする論者は、事実関係の報告書を提供すればよいとするが⁹¹⁾、報告書は、「構築」⁹²⁾されたものであり、被害児童生徒等の「知りたいという切実な思い」に必ずしも十分に應えるものとは言えない。

調査組織は、収集した原資料を被害児童生徒等に可能な限り提供して、調査の過程を被害児童生徒等にとって可視化することにより、調査が適正に行われたことを被害児童生徒等へ伝えることを目指すべきである。これにより、被害

91) 坂田編99頁【川義郎】。

92) 山岸168頁。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（8）
児童生徒に調査及び調査結果を納得してもらいやすくなるだろう。

【引用文献（本号で引用したもの）】

（あ行）

- 阿部泰尚①『保護者のためのいじめ解決の教科書』（集英社、2019）
石江夏生利ほか編『個人情報保護法コンメンタール』（勁草書房、2021）
石坂浩ほか編著『実践事例からみるスクールロイヤーの実務』（日本法令、2020）
市川須美子「体罰・いじめ調査と個人情報保護」論究ジュリスト22号（2017）85頁以下
宇賀克也①『個人情報保護法の逐条解説〔第6版〕——個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法——』（有斐閣、2018）
宇賀克也③『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣、2021）
右崎正博ほか編『新基本法コンメンタール 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』（日本評論社、2013）
大阪弁護士会子どもの権利委員会いじめ問題研究会編著『事例と対話で学ぶ「いじめ」の法的対応』（エイデル研究所、2017）
岡村久道①『個人情報保護法 第3版』（商事法務、2018）
岡村久道②『個人情報保護法の知識〈第5版〉』（日本経済新聞出版、2021）
小川正人「地方教育行政法」姉崎洋一ほか編著『ガイドブック教育法 新訂版』（三省堂、2015）

（か行）

- 勝井映子ほか・小野田正利司会進行「座談会 いじめ重大事態の第三者委員会の姿を問う」季刊教育法197号（2018）6頁以下
木田宏著・教育行政研究会編著『第四次新訂 逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律』（第一法規、2015）
経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（2016）
個人情報保護委員会①「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（令和3年8月一部改正）」（2021）
個人情報保護委員会②「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A（令和3年6月30日更新）」（2021）
小西洋之『いじめ防止対策推進法の解説と具体策——法律で何が変わり、教育現場は何をしなければならないのか——』（WAVE 出版、2014）

（さ行）

- 坂田仰③「いじめ防止対策推進法の施行から6年——見えてきた学校現場への『負荷』」日本女子大学教職教育開発センター年報5号（2019）41頁以下

坂田仰編『補訂版 いじめ防止対策推進法——全条文と解説』（学事出版、2018）

神内聡①『学校内弁護士——学校現場のための教育紛争対策ガイドブック 第2版』

（日本加除出版、2016）

総務省行政管理局監修・社団法人行政システム研究所編『行政機関等個人情報保護法の解説』（ぎょうせい、2005）

（た行）

高橋滋ほか編著『条解行政情報関連三法——公文書管理法・行政機関情報公開法・行政機関個人情報保護法』（弘文堂、2011）

（な行）

中井久夫②『中井久夫集6 1996-1998いじめの政治学』（みすず書房、2018）

西村あさひ法律事務所編『個人情報保護法制大全』（商事法務、2020）

（ま行）

枅屋二郎「精神医学的観点から見た『いじめと自殺』」鈴木庸裕ほか編著「『いじめ防止対策』と子どもの権利——いのちをまもる学校づくりをあきらめない」（かもがわ出版、2020）15頁以下

（や行）

横山巖「第三者委員会のあるべき姿を求めて——被害児童生徒・保護者への寄り添い——」季刊教育法197号（2018）24頁以下

（わ行）

和久田学『学校を変えるいじめの科学』（日本評論社、2019）

* 本研究は、2020年度関西大学研修員研修費及び同年度学術研究員研究費によって行いました。